

論壇

資産移転の時期の選択に中立的な資産課税制度の構築について



梶野 研二 【武蔵野】

1 はじめに

令和元年11月、政府税制調査会は、資産課税が果たす適切な再分配機能について不断に検討していくことの必要性とともに、諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で検討を進める必要があるとの考え方を示した¹。令和2年11月13日同調査会総会においても、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等についての議論が行われ、今後、専門家会合を設置し、さらに議論を深めることとされ²、検討が加速していくことと思いが³、実務家の目から見た論点について若干の問題提起をした⁴。

2 想定される資産移転の時期の選択に中立的な税制

資産の移転の時期の選択に中立的な税制とは、究極的には、贈与税の暦年課税制度を廃し、被相続人から生前に贈与を受けた財産の価額は、すべて相続税の課税価格に加算する制度に一本化することを意味するのであるが、現実的には、相続税における生前贈与加算の期間を3年から大幅に延長することも考えられるところである。なお、相続

3 中立的な税制の構築にあたり懸念される事項

想定される資産の移転の

時期の選択に中立的な税制

については、次の点が懸念される。

① 長期にわたる確実な管理

想定される税制においては、受贈者は、贈与者から生前に受けた贈与の事実及びその内容について、長期にわたる確実な管理していく必要がある。時間の経過とともに贈与を受けた記憶は遠のき、その確認は困難になる。贈与税や相続税の申告にあたっては、過去の贈与税の申告の有無及びその内容について税務当局に確認することも不可欠となるだろう。現在、自己の申告内容を確認するためには、行政サービスとしての閲覧請求制度⁴を活用することとなるが、新たな制度を構築する際には、税法自体に何らかの規定を設けることも検討すべきではないだろうか⁵。所得税や消費

② 贈与事実の確認

想定される課税制度の下では、申告された贈与に限らず、無申告の贈与についても贈与の事実が確認できれば、その価額を加算して税額計算を行うこととなるものと考えられる。贈与税の申告義務があるにも関わらず、申告がされていないケースが少なからず存在することは、実務家の間では周知のことである。贈与契約書等の保存義務を課したとしても、実効性は乏しいだろうし、そもそも贈与において書面の作成は必ずしも必要ではなく、また、贈与は、親族間で行われることが多く、登記記録がされるような財産でなければ、その把握が困難である。いわゆるみなし贈与については、本人にその認識すらない場合が多く、その把握は一度困難となる。相続税の税務調査において、生前の相続人等への贈与で、申告されていないものが把握されることも珍しくないが、課税処分を除斥期間を過ぎ

年に行われたところである。一体的な制度の下では、事実上、贈与税の課税の除斥期間等を贈与者の死亡に係る相続税の課税の除斥期間等まで引き延ばすことが可能になると考えられる。贈与の課税漏れ防止に資する効果は大きいといえるが、実効性のあるものとするには、預貯金その他の取引記録の長期保存を金融機関等に求める仕組みも必要であろう。また、相続税の申告に携わる税理士としては、過去の贈与について最大限の努力をして把握に努めることが必要となる。

となるが、このような制度が納税者に受け入れられるかどうかの見極めは必要だろう。

④ 贈与後の価値の下落等

例えば、贈与を受けた金銭を消費してしまった場合や贈与財産である株式の発行会社が倒産してしまった場合、さらには贈与を受けた財産が災害により滅失してしまっただけの場合、贈与者に相続が開始するまでの間に贈与を受けた価値が消失しているときに、そうした過去の贈与をも併せてどこかで相続税の累進税率を適用することになれば、相続税の負担が厳しいものとなり、場合によっては、納付が困難となることも予想される。また、共同相続人の連帯納付責任が求められる場合も想定される。贈与を受けた時点で、相続税の前払いとしての相当額の贈与税を納付済みであるとはいえず、既に消滅してしまっただけの価値を合わせたところで、相続税の累進税率を適用することに、納税者としては違和感を禁じ得ないだろう。

4 おわりに

上記3に掲げた点の多くは、相続時精算課税制度創設時においても指摘されていたことではあるが、その後、大きな問題に発展することはなく、同制度は定着してきた感がある。しかしながら、上記2の方向で制度が見直されたとなると、これらの問題は一層顕在化することとなる。上記税制調査会の資料では、諸外国の例も示されているが、そもそも資料にある国の相

また、相続人に対する贈与について、遺留分権利者が遺留分侵害額の請求をすることが出来る期間は、遺留分権利者に損害を与えることを知って行った場合を除き10年間である(民法1044①③)。この規定との関係も整理する必要があるのではないだろうか。

③ 累進課税制度

贈与税の累進課税制度は複雑な制度であり、誤りも多いこともあり、定着しなかった経緯がある⁶。税務ソフトの充実した現在では、かつてのように誤りが多発することはないと考えられるが、先行年分の贈与について課税処分が行われたり、修正申告を行う場合、後年分の課税も連動して是正しなければならぬなど、税額計算だけではなく、手続的にも煩瑣な制度

⑤ 共同相続人への影響

現行の「法定相続分課税方式」の相続税を前提とす

ると、共同相続人が被相続人から過去に受けた贈与の価額が相続税の課税価格の合計額を押し上げることとなり、他の相続人は予期せぬ相続税の負担を負うことにもなってしまう。過去の贈与の事実の発覚が、相続人間の新たな争いを引き起こすことになりかねない。

統税制度は、課税の仕組み、基礎控除額、税率、課税財産の評価水準などの点においてわが国の制度とは異なっている。また相続税制は、それぞれの国の相続に対する国民の考え方に沿ったものでなければその理解を得ることはできないだろう。今後の検討においては、理屈だけではなく、現場で生じる様々な問題にも配慮しながら幅広い議論をしていただきたい。

1 令和元年9月「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(税制調査会)。
2 令和2年11月13日税制調査会第4回総会議事録。
3 「令和3年度税制改正大綱」(令和2年12月10日)(自由民主党・公明党)においても、「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて本格的な検討を進める。」とある。
4 申告書等の閲覧については、法令等により定められては、法令等により定められては、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現に資するため、行政サービスとして申告書等の閲覧請求に応じている(平成17年3月1日官総一15ほか「申告書等閲覧サービスの実施につ

いて(事務運営指針)。
5 相続時精算課税導入時に適正な申告に資するよう、共同相続人の贈与税の申告内容の開示制度(相続税法49)が設けられた。
6 シヤウブ勧告を受けて昭和25年に改正された相続税法において累進課税制度が導入されたが同28年に廃止された。また、昭和33年税制改正で設けられた贈与税の累進課税制度(3年以内)に同一人から贈与があった場合に限定した累進課税制度)については、その課税方式が複雑であったことなどから一般に理解されがたい面があり、同50年に税制簡素化の見地から廃止された(「コンメンタール相続税法」(第一法規)1754頁)。